

災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と高知市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する豪雨、洪水、地震等により市内において被害が発生した場合又は発生するおそれがあり避難準備情報、避難勧告若しくは避難指示を発令した場合等（以下「災害時」という。）に、甲が所有する施設を緊急避難場所及び避難所（以下「避難所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲の協力を得て、甲の所有する施設を避難所として使用し、地域の居住者、滞在者その他の者（以下「市民等」という。）を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、乙が次に掲げる施設（以下「施設」という。）を災害時における避難所として指定し、使用することを承諾する。

(1) 所在地 高知市大津乙 181 番地

(2) 名称 高知県教育センター

(3) 使用場所 大研修室（床面積 266 m²）、第 22 研修室（床面積 92 m²）、第 32 研修室（床面積 92 m²）

2 南海トラフ地震等の大規模災害時以外では、避難所として使用できる施設は、前項第 3 号に掲げる使用場所のうち大研修室のみとする。

3 甲は、第 1 項に掲げる施設の図面を、乙に提供するものとする。

（平常時からの周知）

第3条 乙は、前条に掲げる施設を、災害時における避難所として、平常時から市民等に広く周知することができるものとする。

（使用期間）

第4条 乙は、災害時に施設を避難所として使用することができる。

2 避難所の使用期間は、市内における被災状況等を勘案して甲乙協議し決めるものとする。

（運営・管理）

第5条 避難所の運営・管理は、乙の責任において行うものとする。

2 避難所の運営・管理において、甲は、乙に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とし、避難所の運営・管理に係る光熱水費等の経費については乙が実費を負担する。

(原状回復義務)

第7条 乙は、避難所の閉鎖を行った後、施設を原状に回復するものとする。

(変更に関する届出)

第8条 甲は、避難所として使用する場所の面積が改築等により増減する場合は、別紙様式を乙に届け出るものとする。

(協定有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(連絡体制の確認)

第10条 協定の有効期間中においては、毎年5月に甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月3日

甲 高知県教育委員会
代表者 教育長

乙 高知市
代表者 高知市長